

令和3年第5回教育委員会会議定例会 議事録

午後 1時30分開会

1 日 時 令和3年5月27日(木)

午後 2時10分閉会

2 場 所 委員会室

3 出席者 高田教育長, 浅野教育長職務代理者, 市川委員, 西川委員, 平田委員

4 説明員 沖本教育次長兼総務学事課長, 富本人事管理担当課長,  
大橋教育指導担当課長, 堀川文化生涯学習課長,  
山口総務学事課教育総務係長

5 会議事件

付議案件

議案第34号 竹原市教科用図書採択地区選定委員会委員の委嘱について

議案第35号 竹原市教科用図書採択地区調査員の委嘱について

議案第36号 学校運営協議会委員の任命について

議案第37号 竹原市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

議案第38号 竹原市社会教育委員の委嘱について

議案第39号 令和4年度使用教科用図書の採択基本方針等について

議案第40号 定例市議会に提案される教育委員会関係の議案について

(令和3年度教育委員会関係補正予算案)

議案第41号 竹原市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する  
規則案

議案第42号 竹原市教育委員会要綱で定める申請書等の押印の特例に関する  
要綱案

○高田教育長

本日は竹下委員が欠席されておりますが, 定足数を満たしております。  
ただいまから, 令和3年第5回竹原市教育委員会会議定例会を開会いたします。  
お諮りいたします。議案第34号及び議案第35号は, 利害関係者

による委員への働きかけを防止し、公平・公正な教科書採択を行うため、議案第40号は成案になる前の内部検討の段階であるため非公開とし、議事の運営上、議事の最後に付議し、議案第41号及び議案第42号は関連議案であるため一括で付議することに御異議ございませんか。

○浅野教育長 職務代理者 はい。

○市川委員 はい。

○西川委員 はい。

○平田委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。議案第34号及び議案第35号は、利害関係者による委員への働きかけを防止し、公平・公正な教科書採択を行うため、議案第40号は成案になる前の内部検討の段階であるため非公開とし、議事の運営上、議事の最後に付議し、議案第41号及び議案第42号は関連議案であるため一括で付議することに決定しました。教育委員会会議を傍聴したいとの申し出がございましたので、これを許可したいと思います。傍聴にあたっては、竹原市教育委員会傍聴規則を遵守していただきますようよろしくお願いいたします。なお、第4条第4号の規定により許可なく写真撮影、録音、録画をすることは禁止しておりますので、申し添えます。はじめに、議案第36号「学校運営協議会委員の任命について」を議題いたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○富本課長 議案第36号「学校運営協議会委員の任命について」でございます。議案書9ページからご覧ください。令和3年度、全ての竹原市立学校に学校運営協議会を設置することに伴いまして、校長から推薦を受けた者に学校運営協議会委員を任命することにつきましては、第3回定例会及び第4回定例会におきましてご承認いただいたところでございます。この度、東野小学校校長から学校運営協議会委員の推薦がございましたので、追加で任命することについて承認を求めるものでございます。東野小学校からは、

設置校に在籍する児童の保護者1名の推薦がございます。こちらはPTA会長改選に伴う新規の推薦でございます。この度の任命につきましても、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び竹原市学校運営協議会規則に基づき任命していくものでございます。よろしく申し上げます。

○高田教育長

これより質疑に入ります。何か御質問はありますか。

○高田教育長

お諮りいたします。議案第36号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○浅野教育長

はい。

職務代理者

○市川委員

はい。

○西川委員

はい。

○平田委員

はい。

○高田教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第36号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続いて、議案第37号「竹原市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○沖本教育次長

兼 課 長

議案第37号「竹原市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」御説明します。議案書13ページをご覧ください。竹原市学校給食センター設置条例第4条に規定により、竹原市学校給食センター運営委員会委員に委嘱することについて、教育委員会の承認を求めるものでございます。次のページをご覧ください。承認を求める者の名簿でございます。各学校の校長、各学校の保護者代表といたしましてPTA代表、本市を管轄する保健所代表といたしまして広島県西部東保健所生活衛生課主幹、学校医といたしまして米田小児科医院院長、教育長、学校給食センター所長となっております。任期につきましては、令和3年6月1日から令和4年5月31日まででございます。なお、当該委員会につきましては、定期的なものとして、年1回開催し、給食会計の予算・決算や給食費の額

と徴収に関すること、安全・衛生管理に関すること、給食センターの設備の改修に関すること、食育に関することなどを審議しております。この審議におきまして、学校現場や保護者、専門的見地からの御意見を伺いながらより良い学校給食の実施に活かしていくこととしております。今年度の委員会の開催につきましては、今のところ7月頃に対面で行いたいと考えておりますが、新型コロナウイルス感染症の取り組み状況に応じまして開始日及び開催方法を決めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○高田教育長           これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○高田教育長           お諮りいたします。議案第37号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

○浅野教育長           はい。  
職務代理者

○市川委員           はい。

○西川委員           はい。

○平田委員           はい。

○高田教育長           御異議なしと認めます。よって、議案第37号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続いて議案第38号「竹原市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○堀川課長           議案第38号「竹原市社会教育委員の委嘱について」でございます。議案書17ページをご覧ください。竹原市社会教育委員の任期が令和3年5月31日をもって任期満了となるため、その後任委員を委嘱することについて、教育委員会の承認を求めるものでございます。議案書20ページをご覧ください。根拠法令の記載にありますように社会教育委員は、社会教育法第15条第2項及び竹原市社会教育委員設置条例第1条第2項の規定により、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動

を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱することとなっております。議案書18ページをご覧ください。委員の区分につきましては、学校教育関係者から2名、社会教育関係者から7名、家庭教育活動をしている者から3名、学識経験者から1名の計13名に委嘱するものでございます。任期につきましては、令和3年6月1日から令和5年5月31日までとなっております。議案書21ページをご覧ください。候補者氏名一覧を掲載しております。委員について、各団体に推薦を依頼し、竹原市小学校校長会、竹原市PTA連合会、竹原市朗読ボランティアグループ連絡協議会、東広島竹原人権擁護委員協議会から委員が変更となっております。社会教育委員の活動については、社会教育に関する諸計画の立案や教育委員会の諮問に応じ意見を述べる等、必要な調査研究を行うこととなっております。基本的には教育委員会事務局が提示した計画案等を審議いただいております。以上でございます。

- 高田教育長           これより質疑に入ります。何か御質問はありますか。
- 西川委員            18ページの表で人選にあたって所属等が載っていますが、所属等は固定されたものですか。
- 堀川課長            委員の選任につきましては、事務局内で整理しております。前回、2年前に家庭教育活動者の区分を2名から3名に増やして充実させております。前回から今回の区分等は変更しておりません。
- 西川委員            年度によって流動的に所属団体を変えた人選もあるということですか。
- 堀川課長            状況に応じて加えたり、集約することも考えていきたいと思っております。
- 高田教育長           お諮りいたします。議案38号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。
- 浅野教育長           はい。
- 職務代理者
- 市川委員            はい。

○西川委員           はい。

○平田委員           はい。

○高田教育長        御異議なしと認めます。よって、議案第38号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続いて、議案第39号「令和4年度使用教科用図書の採択基本方針等について」を議題といたします。関係課より議案の説明をお願いします。

○大橋課長        議案第39号「令和4年度使用教科用図書の採択基本方針等について」でございます。議案書23ページをご覧ください。令和4年度使用教科用図書の採択基本方針を示しております。また26ページには、令和4年度義務教育諸学校で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第9条第1項の規定による図書に係る採択基本方針を示しております。これらの採択基本方針等について教育委員会の承認を求めるものでございます。昨年度と異なる部分をご説明いたします。まず、23ページをご覧ください。この採択基本方針の1 採択基本方針、(1) ア 中学校用教科用図書についてです。社会（歴史的分野）については、令和元年度に不合格とされた発行者が、教科用図書検定規則に基づき、翌年度に再申請を行い検定審査に合格したことにより、新たに発行されることになった教科書があります。24ページをご覧ください。2(2)にありますように、「ア 中学校は令和3年度においては、原則、令和2年度と同一の教科書を採択することとなっています。しかし「イ 新たに発行されることになった教科書がある社会（歴史的分野）については、採択替えを行うことも可能である」ということになっています。これを受け、「ウ 社会（歴史的分野）について採択替えを行うか否かは、採択権者の判断によるべきものである。」とあるように、竹原市としては、今年度、社会（歴史的分野）のみを調査し、採択を行うこととしております。選定委員会、調査につきましては、この後の議案で説明させていただきます。以上でございます。

○高田教育長        これより質疑に入ります。何か御質問はありませんか。

○大橋課長

少し説明させていただきます。昨年度、中学校の採択替えを行いまして、本来であれば教科書は同一のものを使うこととなりますので、去年採択した教科書を引き続き今年度も行うというところですが、先ほどありましたように、1社だけ検定で不合格だった発行者が再度申請をし、検定に合格したため今年度1社追加となっております。あとは採択権者によって採択を変えるかどうか判断を任せられているところですが、1社が検定合格したものがあつることので、竹原市教育委員会としましてはこれも含めて調査し、今回は去年決まっている東京書籍の教科書とこの新しい自由社の教科書の二つの調査を行つて、採択替えを行うかどうかということを決めていくこととなります。そのための基本方針で、少しイレギュラーではありますが、このようにやつていこうと思つております。

○平田委員

去年たくさん教科書を見せていただきましたが、今年社会だけということですか。もう1点、2年続けて同じ教科書ということですが、その教科書は去年のものと来年のものは、書かれている内容は全く同じものですか。少し内容が変わつていることもあるのですか。

○大橋課長

去年行つた中で、何社か出てきた教科書は、基本的に今年内容はリニューアルということはありません。基本的には去年採択した調査内容に不具合がないようにそのまま同じように今年も使つていくということです。ただし、教科書会社も毎年毎年新しいものを出しますということはありませんので、4年間は同一の教科書を使つていくということは決まつていて、大きなことがない限りは毎年のリニューアルということはありません。今回は、文部科学省の調査で不合格が出ていて、私たちの調査に出ていない教科書が1年遅れで合格になつたので、新たに追加したということですので他の者は全く変わつていない、これだけが1社出てきたということです。

○西川委員

物理的に変えるのは難しいと思いますが、議案34号と議案35号に関連するが、中身を検証するというのは、市単位でなく、ルールがあつてそれに基づいてやつている流れという理解でよろしいですか。

- 大橋課長 言われるとおり、全く新しい観点は物理的に無理ですので、西川委員の言われる捉えでよろしいと思います。
- 高田教育長 昨年あれだけ時間をかけて丁寧な検討して、東京書籍になったわけですから、その調査の結果と今回新しくでたものの比較検討となります。滅多にないことです。
- 浅野教育長  
職務代理者 自由社の教科書は、令和2年度に不合格となっている。同じものを出して、認可されたのか、それともどこか変えて認可されたのですか。
- 大橋課長 どう変更したかは分かっていないが、文科省は不合格を出すときには、なぜ不合格か根拠をつけます。今回出して合格ということは一定のラインは越えているので、検定に合格したということです。不合格のものが、そのまま上がってきている訳ではありません。
- 高田教育長 お諮りいたします。議案第39号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。
- 浅野教育長  
職務代理者 はい。
- 市川委員 はい。
- 西川委員 はい。
- 平田委員 はい。
- 高田教育長 御異議なしと認めます。よって、議案第39号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。続いて、議案第41号「竹原市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則案」及び議案第42号「竹原市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する要綱案」は関連議案ですので、一括して上程いたします。関係課より議案の説明をお願いします。
- 沖本教育次長  
兼 課 長 議案第41号及び議案第42号の御説明を申し上げます。議案書36ページをご覧ください。提案の要旨といたしまして、行政手続の簡素化を推進することにより、市民の負担の軽減及び利便性の向上を図るため、新

たな規則を制定するものでございます。具体的な内容につきましては、議案書34ページをご覧ください。まず、第1条で事務事業を実施するにあたり、手続きに必要な申請書、申込書、届出書などを様式として定めております。そうした中で、その申請書、申込書、届出書などについて、市民の負担の軽減及び利便性の向上を図るため、押印を求めないものとするというものでございます。こうした手続きの見直しを行うにあたって、やり方としては、各個別の規則や要綱において定めている様式を直接改正するという方法もございますが、この度は教育長が別に定めるものについては特例として押印がなくても有効な手続きとして取り扱うこととなる新たな規定を設ける方法で行うものでございます。そのことについて、第2条として定めております。教育長が別に定めるものにつきましては、本日配付しております「押印廃止申請書一覧」に記載しております。議案が成立した後に、正式に定めることとしております。議案第41号につきましては規則で定めるものを、また議案第42号につきましては要綱で定めるものをそれぞれ対象とするものでございます。以上でございます。

○高田教育長

これより質疑に入ります。何か御質問はありますか。

○平田委員

押印とは、朱肉をつけて押すものだけですか。シャチハタなども含むのですか。

○沖本教育次長

手続きにおいて、押印を必要としないということですので、朱肉で押すものもシャチハタも含めて必要としないということでございます。

○浅野教育長

職務代理者

自筆の場合は押印しなくていいなどの条件はありますか。自筆でなく人に書いてもらう場合も押印しなくていいのですか。例えば、死亡診断書は自筆の場合は押印はいらないということがあって、はんこの場合は押印が必要ということがあるのですが、そのあたりはどうなっていますか。

○沖本教育次長

兼 課 長

基本的には申請者が申請書を書くこととなりますが、市が発行する各種証明書については、本人が申請しない場合は委任状が必要となりますが、委任状は引き続き押印が必要です。税の証明書や戸籍、個人の権利など個

人の特別な情報については、免許証等で本人確認を行い、個人を特定する中で証明書を交付しております。今回、押印を省略するものは、厳密な本人確認の必要がないものでございます。

○西川委員 別紙の一覧については押印を求めないということですが、承認したという証拠をどのように残すのですか。教育長の印があれば、申請者は許可されたことを認識することができますが、印がないと許可されたことが認識できないと思います。教育長の承認も必要としなくなるということですか。

○沖本教育次長 兼 課 長 あくまでも、届出書に関して押印を求めないということでございます。今回の規定の目的としては市民の事務負担の軽減と利便性の向上ということでございますので、内部の事務手続きについて変更はありません。

○平田委員 本本当に市民の負担軽減、利便性の向上というのは、その通りだと思います。これは竹原市教育委員会の規則ですが、竹原市役所全体がこのような流れになっているのですか。

○沖本教育次長 兼 課 長 はい。その通りです。

○高田教育長 お諮りいたします。議案41号及び議案第42号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

○浅野教育長 職務代理者 はい。

○市川委員 はい。

○西川委員 はい。

○平田委員 はい。

○高田教育長 御異議なしと認めます。よって、議案第41号及び議案第42号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。以上で、公開の議題は終了しました。これより非公開とします。

(非公開)

○高田教育長           本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。以上をもちまして令和3年第5回竹原市教育委員会会議定例会を閉会いたします。

令和3年5月27日     午後2時10分閉会